

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,187,564,000
A種株式	1,084,000
B種株式	1,000,000
計	1,187,564,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	295,807,200	295,807,200	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注1)
A種株式	1,084,000	1,084,000	—	(注2)、(注3)
B種株式 (注4)	600,000	600,000	—	(注5)、(注6) (注7)、(注8)
計	297,491,200	297,491,200	—	—

(注1) 普通株式の単元株式数は100株であります。

(注2) A種株式については単元株制度を採用しておりません。

(注3) A種株式の内容は次のとおりであります。

#### 1 剰余金の配当

三井生命保険株式会社(以下「当社」という。)は、剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当として交付される配当財産の価額に後記6に定めるA種株式調整比率を乗じて得た価額に相当する配当財産を、剰余金の配当として交付する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

#### 2 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、後記B種株式の内容にて規定するB種株主又はB種登録株式質権者に対する残余財産の分配の後に、普通株式を有する株主(実質株主を含み、以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。
- (2) 当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。
- (3) 当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(以下、本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額及びA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

### 3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

これは、A種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

### 4 株式の分割又は併合等

(1) 当社は、A種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。

(2) 当社は、A種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

### 5 取得請求権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、当社がA種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

### 6 A種株式調整比率

(1) 当初のA種株式調整比率は、2とする。

(2) 当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

(3) 当社が、A種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行した場合、A種株式調整比率は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

(4) 当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (5) 当社が、A種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式調整比率}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

#### 7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

- (注4) B種株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

- (注5) B種株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は次のとおりであります。

- 1 B種株式には当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引市場に上場された場合には当該金融商品取引市場における株価(後記(注7)6(2)①にしたがい算出される。)の下落により、また、それ以外の場合には修正純資産額(後記(注7)6(2)②に定義される。)の減少により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合があります。

#### 2 修正の基準及び頻度

B種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種株式に係る当初払込金額(1株当たり100,000円)の総額を、B種株式調整価額(後記(注7)6に定義される。)で除して算出される。かかるB種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日に以下の基準及び頻度により修正される。

修正の基準：① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、毎年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)

② 上記①以外の場合、修正純資産額。

修正の頻度：1年に1回

#### 3 行使価額等の下限等

上記B種株式調整価額の下限：220円(但し、後記(注7)6(3)乃至後記(注7)6(7)により調整される場合がある。)

割当株式数の上限：上記B種株式調整価額の下限が定められているため、該当事項なし。

資金調達額の下限：資金調達額が固定されているため、該当事項なし。

#### 4 当社の決定によるB種株式の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

- (注6) B種株式については単元株制度を採用しておりません。

- (注7) B種株式の内容は次のとおりであります。

#### 1 剰余金の配当

(1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、B種株式を有する株主(以下「B種株主」という。)又はB種株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、6,000円(但し、平成21年3月31日を基準日とする剰余金の配当の場合は、6,000円をB種株式を最初に発行した際の払込期日から平成21年3月31日までの間の日数(初日及び末日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出した額とする。なお、かかる計算においては、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の金銭(以下「B種優先配当金」という。)を、剰余金の配当として交付する。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中で、かつ当該基準日より前の日を基準日として既に剰余金の配当を行ったときは、B種優先配当金の額から当該配当の額を控除した額の金銭を支払うものとする。

(2) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、上記(1)に定めるB種優先配当金の額を上限とし、B種株主又はB種登録株式質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。

#### 2 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、B種株式を最初に発行した際のB種株式1株あたりの払込金額(以下「B種株式当初払込金額」という。)に相当する額の金銭を支払う。

(2) B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

### 3 議決権

B種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。  
これは、B種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

### 4 株式の分割又は併合等

- (1) 当社は、B種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。
- (2) 当社は、B種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

### 5 取得請求権

B種株主は、払込期日の翌日以降、いつでも、当社がB種株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、B種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったB種株式の数にB種株式当初払込金額を乗じた額をB種株式調整価額で除して算出される数とする。

### 6 B種株式調整価額

- (1) 当初のB種株式調整価額は、440円とする。
- (2) B種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、以下の①及び②のとおり修正される。但し、修正後B種株式調整価額が440円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「上限B種株式調整価額」という。)を上回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる上限B種株式調整価額とし、220円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「下限B種株式調整価額」という。)を下回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる下限B種株式調整価額とする。

#### ① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合

各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。但し、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記(3)乃至後記(7)に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、後記(3)乃至後記(7)に準じて調整される。

#### ② 上記①以外の場合

次の算式により算出される額とする。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{修正後B種株式調整価額} = \frac{(\text{修正純資産額} - \text{既発行B種株式の払込金額の総額}) \times 1.1}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

上記において、「修正純資産額」とは、各修正日の直前事業年度に係る連結貸借対照表(当社が金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき提出する有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表をいう。以下同じ。但し、当該直前事業年度に係る連結貸借対照表が存在しない場合には、同法第24条の5第1項の規定に基づき提出された当該直前事業年度に係る半期報告書に含まれる中間連結貸借対照表、同法第24条の4の7第1項に基づき提出された当該直前事業年度に係る四半期報告書に含まれる四半期連結貸借対照表及び当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表のうち直近のものとする。)に記載された純資産の部の合計額から当該連結貸借対照表に記載された少数株主持分の額を控除した額に、当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法施行規則第69条第1項第3号に規定する危険準備金の額(但し、当該危険準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)及び当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法第115条に規定する価格変動準備金の額(但し、当該価格変動準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)を加算することにより算出される額とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とし、「既発行B種株式の払込金額の総額」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済B種株式のうち当社の保有に係るもの以外の払込金額の総額とする。

- (3) 当社が、B種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分(本項において「時価以下発行」という。)を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記及び後記(4)において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後B種株式調整価額の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該時価以下発行に係る基準日があればその日の、また、かかる基準日がない場合は調整後B種株式調整価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

- (4) 当社が、B種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けられる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行した場合、B種株式調整価額は、上記(3)に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

- (5) 当社が、B種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{分割・併合前の普通株式数}}{\text{分割・併合後の普通株式数}}$$

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (6) 当社が、B種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

- (7) 上記(3)から(6)までに掲げる場合のほか、合併、会社の分割、取得請求権付株式、取得条項付株式、取得条項付新株予約権の発行又は金銭以外の財産による剰余金の配当等によりB種株式調整価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断するB種株式調整価額に変更される。

#### 7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(注8) 当社とB種株式の所有者との間の取決めの内容

- 1 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。

- 2 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年9月15日 (注) 1	普通株式 1,063,830 A種株式 —	普通株式 2,613,830 A種株式 1,084,000	50,000	137,280	50,000	137,280
平成18年9月15日 (注) 2	普通株式 344,242 A種株式 —	普通株式 2,958,072 A種株式 1,084,000	—	137,280	—	137,280
平成20年7月16日 (注) 3	普通株式 292,849,128 A種株式 —	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000	—	137,280	—	137,280
平成20年12月29日 (注) 4	普通株式 — A種株式 — B種株式 600,000	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	30,000	167,280	30,000	167,280

(注) 1 第三者割当増資によるもの。

普通株式：発行価格94,000円、資本組入額47,000円

割当先：大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社、野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社、Baytree Investments(Mauritius)Pte. Ltd.、住友生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社、住友信託銀行株式会社、株式会社大和証券グループ本社、モルガン・スタンレー証券株式会社

2 A種株主からの取得請求(前記(1)[株式の総数等]②[発行済株式](注3)5取得請求権を参照。)に伴う普通株式の交付によるもの。

普通株式交付先(A種株式の取得請求者)：株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、三井物産株式会社、三井不動産株式会社

3 普通株式の株式分割(1:100)によるもの。

4 第三者割当増資によるもの。

B種株式：発行価格100,000円、資本組入額50,000円

割当先：株式会社三井住友銀行、三井住友海上火災保険株式会社、住友生命保険相互会社、中央三井信託銀行株式会社、三井物産株式会社、三井不動産株式会社

## (6) 【所有者別状況】

## ① 普通株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	21	13	1,296	1	—	1,186	2,517	—
所有株式数(単元)	—	1,100,096	68,635	1,361,725	212,765	—	214,849	2,958,070	200
所有株式数の割合(%)	—	37.19	2.32	46.03	7.19	—	7.26	100.00	—

(注) 1 所有株式数の割合(%)は、小数第3位以下を四捨五入しております。

2 個人その他には、自己名義株式172,726単元が含まれております。

## ② A種株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況							
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	2	—	—	—	—	1	3
所有株式数(株)	—	911,879	—	—	—	—	172,121	1,084,000
所有株式数の割合(%)	—	84.12	—	—	—	—	15.88	100.00

(注) 1 所有株式数の割合(%)は、小数第3位以下を四捨五入しております。

2 個人その他は、自己名義株式であります。

3 単元株制度は採用しておりません。

## ③ B種株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況							
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	4	—	2	—	—	—	6
所有株式数(株)	—	500,000	—	100,000	—	—	—	600,000
所有株式数の割合(%)	—	83.33	—	16.67	—	—	—	100.00

(注) 1 所有株式数の割合(%)は、小数第3位以下を四捨五入しております。

2 単元株制度は採用しておりません。

## (7) 【大株主の状況】

## ① 所有株式数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	42,330,279	14.23
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	36,170,200	12.16
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	26,595,700	8.94
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	21,795,700	7.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	21,425,000	7.20
Baytree Investments (Mauritius) Pte. Ltd. (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	4th Floor, Les Cascades Building, Edith Cavell Street, Port Louis, Mauritius (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	21,276,500	7.15
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	12,085,700	4.06
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	12,055,000	4.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	7,546,800	2.54
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	5,319,100	1.79
計	—	206,599,979	69.45

- (注) 1 前事業年度末において主要株主でなかった大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社(前事業年度末現在の商号：株式会社大和インベストメント・マネジメント2号)は、当事業年度末現在主要株主となっており、前事業年度末において主要株主であった大和P I パートナーズ株式会社(前事業年度末現在の商号：大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社)は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなっております。なお、この主要株主の異動に伴い、平成22年2月2日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を提出しております。
- 2 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式、A種株式、B種株式を合算して計算・記載しております。
- 3 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。
- 4 上記のほか当社所有の自己株式17,444,721株(発行済株式総数に対する割合5.86%)があります。



② 所有議決権数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	415,014	14.90
大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	361,702	12.99
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	265,957	9.55
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	214,127	7.69
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	213,250	7.66
Baytree Investments (Mauritius) Pte. Ltd. (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	4th Floor, Les Cascades Building, Edith Cavell Street, Port Louis, Mauritius (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	212,765	7.64
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	120,357	4.32
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	120,050	4.31
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	74,468	2.67
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	53,191	1.91
計	—	2,050,881	73.63

(注) 1 前事業年度末において主要株主でなかった大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社(前事業年度末現在の商号：株式会社大和インベストメント・マネジメント2号)は、当事業年度末現在主要株主となっており、前事業年度末において主要株主であった大和P Iパートナーズ株式会社(前事業年度末現在の商号：大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社)は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなっております。なお、この主要株主の異動に伴い、平成22年2月2日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を提出しております。

2 普通株式には議決権がありますが、A種株式並びにB種株式には議決権がありません。

3 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,272,600	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 278,534,400	2,785,344	同上
単元未満株式	普通株式 200	—	—
発行済株式総数	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	—
総株主の議決権	—	2,785,344	—

(注) 普通株式の単元株式数は100株であります。A種株式、B種株式については単元株制度を採用しておりません。

② 【自己株式等】

平成22年 3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済普通株式 総数に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二 丁目1番1号	普通株式 17,272,600	—	普通株式 17,272,600	5.83
計	—	17,272,600	—	17,272,600	5.83

(注) 1 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて少数第2位まで表示しております。

2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

3 上記のほか、無議決権株式であるA種株式のうち、当社所有の自己株式172,121株があります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	17,272,600	—	17,272,600	—

(注) 「当期間」は、当事業年度の末日の翌日から有価証券報告書提出日までの期間であります。

【株式の種類等】 A種株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	172,121	—	172,121	—

(注) 「当期間」は、当事業年度の末日の翌日から有価証券報告書提出日までの期間であります。

【株式の種類等】 B種株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は、経営環境や将来の収益見通しを踏まえ、生命保険業という事業の公共性に鑑みて、経営の健全性維持・強化に留意しつつ、安定的・持続的な企業価値の向上に取組み、株主への安定的な還元を図ることを基本方針としております。

しかしながら、当社を取り巻く厳しい経営環境のもと、前事業年度におきまして大幅な当期純損失の計上をしたことに伴い、引続き剰余金の分配可能額を確保できなかったため、株主配当の支払いについて見送らせていただきました。

※ 事業年度末以外の日を基準日とする配当については、当面の間、予定しておりません。

※ 剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会であります。

※ 当社は、「取締役会の決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

### 4 【株価の推移】

- (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】  
当社株式は非上場・非登録であるため、該当事項はありません。
- (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】  
当社株式は非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	—	津末博澄	昭和23年10月19日生	昭和48年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 執行役員 平成15年6月 同行 常務執行役員 平成18年4月 同行 取締役 兼 専務執行役員 兼 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 兼 株式会社日本総合研究所 取締役 平成19年4月 株式会社三井住友銀行 代表取締役 兼 専務執行役員 平成20年4月 同行 代表取締役 兼 副頭取執行役員 平成21年5月 当社 顧問 平成21年6月 当社 代表取締役会長(現任)	(注)3	—
代表取締役社長 社長執行役員	業務改善推進 本部長	山本幸央	昭和28年6月3日生	昭和52年4月 当社 入社 平成15年5月 当社 総務人事部門長 平成16年4月 当社 執行役員 平成18年4月 当社 常務執行役員 平成20年6月 当社 取締役 常務執行役員 平成21年4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員(現任)	(注)3	普通株式 5,000
取締役 副社長 執行役員	営業統括部、 商品開発部管 掌	井上恵介	昭和24年8月6日生	昭和48年4月 住友生命保険相互会社 入社 平成11年7月 同社 取締役 平成13年10月 同社 常務取締役 平成14年4月 同社 常務取締役嘱常務執行役員 平成14年6月 住友ライフ・インベストメント株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 平成19年7月 住友生命保険相互会社 専務取締役嘱専務執行役員(代表取締役) 平成21年4月 当社 副社長執行役員 平成21年6月 当社 取締役 副社長執行役員(現任)	(注)3	—
取締役 専務 執行役員	リスク管理部 担当、企画部 副担当 チーフリスク マネジメント オフィサー	畠山道雄	昭和24年7月1日生	昭和48年4月 大正海上火災保険株式会社(現三井住友海上火災保険株式会社) 入社 平成16年4月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員 平成18年4月 同社 常務執行役員 平成19年4月 三井住友海上きらめき生命保険株式会社 専務取締役 平成20年4月 同社 取締役 副社長執行役員 平成21年4月 当社 専務執行役員 平成21年6月 当社 取締役 専務執行役員(現任)	(注)3	—
取締役 専務 執行役員	営業部門統括 役員、営業統 括部、営業支 援開発部、首 都圏営業本 部、関西営業 本部、東海営 業本部、東日 本営業本部、 西日本営業本 部担当	星田繁和	昭和28年8月31日生	昭和52年4月 当社 入社 平成15年10月 当社 関西エリア本部長 平成16年4月 当社 執行役員 平成18年4月 当社 常務執行役員 平成20年6月 当社 取締役 常務執行役員 平成22年4月 当社 取締役 専務執行役員(現任)	(注)3	普通株式 2,000
取締役 常務 執行役員	内部監査部、 法務・コンプ ライアンス統 括部、運用管 理部、事業費 管理部、総務 部担当 チーフコンプ ライアンスオ フィサー 兼 チーフプ ライバシーオ フィサー	牧 満	昭和28年9月22日生	昭和51年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成15年6月 株式会社三井住友銀行 執行役員 平成17年6月 当社 常務執行役員 平成19年6月 当社 取締役 常務執行役員(現任)	(注)3	普通株式 2,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 常務執行役員	運用部門統括役員、運用統括部、市場運用部、特別勘定運用部担当	中島 拓之	昭和30年2月16日生	昭和52年4月 当社 入社 平成14年4月 当社 資産運用部門長 平成17年4月 当社 執行役員 平成19年4月 当社 常務執行役員 平成21年6月 当社 取締役 常務執行役員(現任)	(注) 3	普通株式 2,500
取締役	—	岡田 明重	昭和13年4月9日生	昭和38年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成9年6月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行) 取締役頭取 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 取締役会長 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 兼 株式会社三井住友銀行 取締役会長 平成17年6月 株式会社三井住友銀行 特別顧問 平成20年6月 当社 取締役(現任) 平成22年4月 株式会社三井住友銀行 名誉顧問(現任)	(注) 3	—
取締役	—	林 洋太郎	昭和17年8月21日生	昭和45年4月 三井不動産株式会社 入社 平成7年6月 同社 取締役 平成10年6月 同社 常務取締役 平成13年4月 同社 専務取締役 専務執行役員 平成15年4月 同社 代表取締役副社長 副社長執行役員 平成18年4月 同社 代表取締役副社長 副社長執行役員 兼 株式会社国際観光会館(現株式会社セレスティンホテル) 代表取締役社長 平成19年4月 三井不動産株式会社 代表取締役副社長 兼 株式会社セレスティンホテル 代表取締役社長(現任) 平成19年7月 三井不動産株式会社 特別顧問(現任) 平成21年6月 当社 取締役(現任)	(注) 3	—
常任監査役	(常勤)	上田 英文	昭和27年7月11日生	昭和50年4月 当社 入社 平成12年10月 エムエルアイ・システムズ株式会社 経営企画室長 平成14年4月 当社 執行役員 平成16年6月 当社 常務執行役員 平成18年6月 当社 取締役 常務執行役員 平成20年4月 当社 取締役 平成20年6月 当社 常任監査役(現任)	(注) 4	普通株式 2,000
常任監査役	(常勤)	落合 孝	昭和29年2月2日生	昭和53年4月 当社 入社 平成15年4月 当社 運用管理部門長 平成18年4月 当社 執行役員 平成20年4月 当社 常務執行役員 平成21年4月 当社 融資部参与 兼 不動産部参与 平成21年6月 当社 常任監査役(現任)	(注) 5	普通株式 600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	(非常勤)	近藤 祐	昭和17年8月12日生	昭和40年4月 三井物産株式会社 入社 平成8年6月 同社 取締役 平成10年6月 同社 代表取締役 常務取締役 平成14年4月 同社 代表取締役 専務取締役 兼 専務執行役員 平成16年4月 同社 代表取締役 副社長執行役員 平成17年6月 同社 常勤監査役 平成21年6月 当社 監査役(現任)	(注)5	—
監査役	(非常勤)	三浦 邦仁	昭和25年8月26日生	昭和49年10月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ 会計事務所 入所 昭和52年9月 監査法人朝日会計社(現あずさ監査法人) 入社 昭和55年9月 公認会計士登録 平成12年6月 同社 代表社員 平成19年7月 アイル税理士法人代表社員(現任) 平成21年6月 当社 監査役(現任)	(注)5	—
監査役	(非常勤)	関 葉子	昭和45年8月30日生	平成7年4月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成13年4月 司法修習 平成14年10月 弁護士登録 平成14年10月 馬場・澤田法律事務所 入所 平成14年11月 公認会計士登録 平成18年12月 銀座プライム法律事務所 入所(現任) 平成21年6月 当社 監査役(現任)	(注)5	—
計						普通株式 14,100

- (注) 1 取締役のうち岡田明重及び林洋太郎の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2 監査役のうち近藤祐、三浦邦仁、関葉子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3 任期は平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 任期は平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 任期は平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化・経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

取締役を兼務していない執行役員は16名で、以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
常務執行役員	山下 享	東京支社長
常務執行役員	鶴岡 重幸	営業部門副統括役員 法人営業本部長 代理店事業本部担当
常務執行役員	牧野 祐二	営業部門副統括役員 営業総務部、商品開発部、お客様コミュニケーション部、M-COM業務部、損保業務部担当
常務執行役員	武井 亮	お客様サービスセンター長 兼 業務改善推進本部副推進本部長 人事部、システム企画部担当
常務執行役員	嶋津 健	首都圏営業本部長
常務執行役員	有末 真哉	企画部、調査広報部、主計部担当

役名	氏名	職名
執行役員	福田 健二	東日本営業本部長
執行役員	中西 正博	東海営業本部長
執行役員	笈田 泰之	運用部門副統括役員 融資部、不動産部担当
執行役員	石川 哲朗	関西営業本部長
執行役員	藤岡 昭裕	運用統括部長
執行役員	小林 昭	大阪支社長
執行役員	田中 潤一	内部監査部長
執行役員	興津 俊昭	西日本営業本部長
執行役員	佐藤 明宣	企画部長
執行役員	疋田 英一郎	営業統括部長



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、社会的な使命を果たしつつ、お客さまから信頼され、従業員が生き活きと働き、その結果として、安定的・持続的に企業価値を増大させ、株主のみなさまのご期待に応える会社となることを目指しております。この目標の実現のためには、優れたコーポレート・ガバナンス体制の構築が前提になるものと考えております。この考え方に基づき、継続的なコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

#### ①会社の機関

当社は監査役制度を採用しております。

また、執行役員制度を導入することにより、取締役会の監督機能と業務執行機能を分離しております。

取締役会は、平成22年6月30日現在、取締役9名(うち2名は社外取締役)で構成し、業務執行に対する監督を行っております。また、取締役の任期は事業年度ごとの経営責任を明確にするため1年としております。当事業年度には、取締役会は13回開催しております。なお、当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

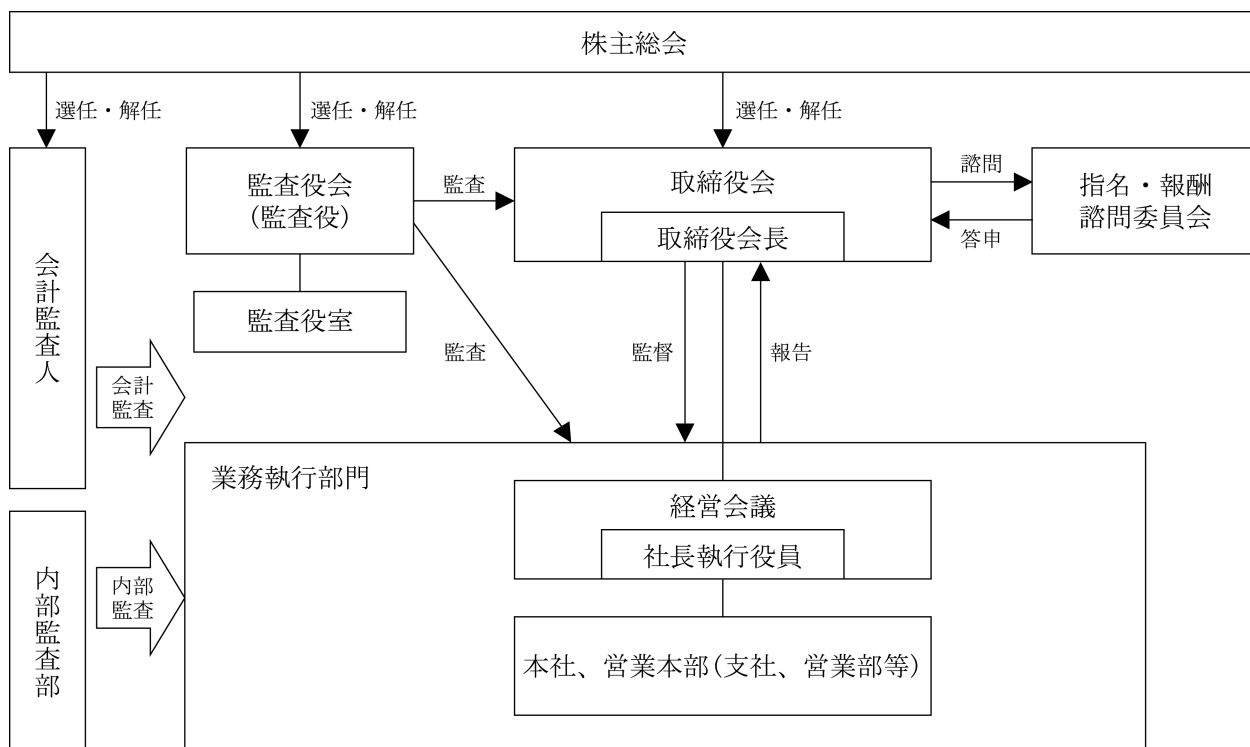
さらに、取締役会の監督機能を補完するため、社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」を設置して、取締役や執行役員の候補者案、報酬案等についての審議・報告を行っております。

監査役会は、平成22年6月30日現在、監査役5名(うち3名は社外監査役)で構成し、取締役会及び業務執行の監査を行っております。

業務執行については、取締役会において選任された執行役員(平成22年6月30日現在、取締役兼務者6名を含み計22名)が担当しております。また、業務執行のための会議体として、経営会議を設置しております。

経営会議は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、経営に関する重要事項を決定し、あわせて、その全般的管理を行っております。経営会議は、取締役会長、社長執行役員及び各担当役員等計13名で構成されております。なお、当事業年度には、経営会議は60回開催しております。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



## ②内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を次の通り定め、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つとして位置づけ、すべての役職員が諸法令、社会規範および諸規程等を遵守し職務の遂行を行うべく体制を整備する。
  - (2) コンプライアンスに関する事項を統括監督する責任者として、チーフコンプライアンスオフィサーを配置し、その下にコンプライアンスの推進を統括する組織を設け、定期的に取り締役に報告する。さらに各組織の長をコンプライアンス責任者として、各組織のコンプライアンスの推進、管理を行う。
  - (3) チーフコンプライアンスオフィサーを議長とする「コンプライアンス会議」を設け、全社的な観点からコンプライアンス上の重要課題を審議する。
  - (4) 当社の取締役・使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合はすみやかに報告される体制を確立する。
  - (5) 業務執行部門から独立した組織によって、定期的コンプライアンスに関する内部監査を行い、その結果に関し、取締役会に報告する。
  - (6) 反社会的勢力による被害を防止するため、その介入を断固として排除し不当要求事案等へ対応する体制の整備を行うとともに、警察等外部専門機関とも連携し毅然とした対応を行う。
  - (7) 法令遵守の推進ならびに自律的な内部管理態勢の充実を図る目的から定められている「三井生命行動規範」、加えて同規範に基づき業務執行上の基本となる考え方を示すものとして作成する「コンプライアンス・マニュアル」を、取締役・使用人に徹底するとともに、以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 文書の保存・管理に関する規程を定め、文書の適切な保存および管理を行うとともに、取締役および監査役が、それぞれの監督または監査権限により、保存された文書を適時閲覧・謄写できる体制を確保する。

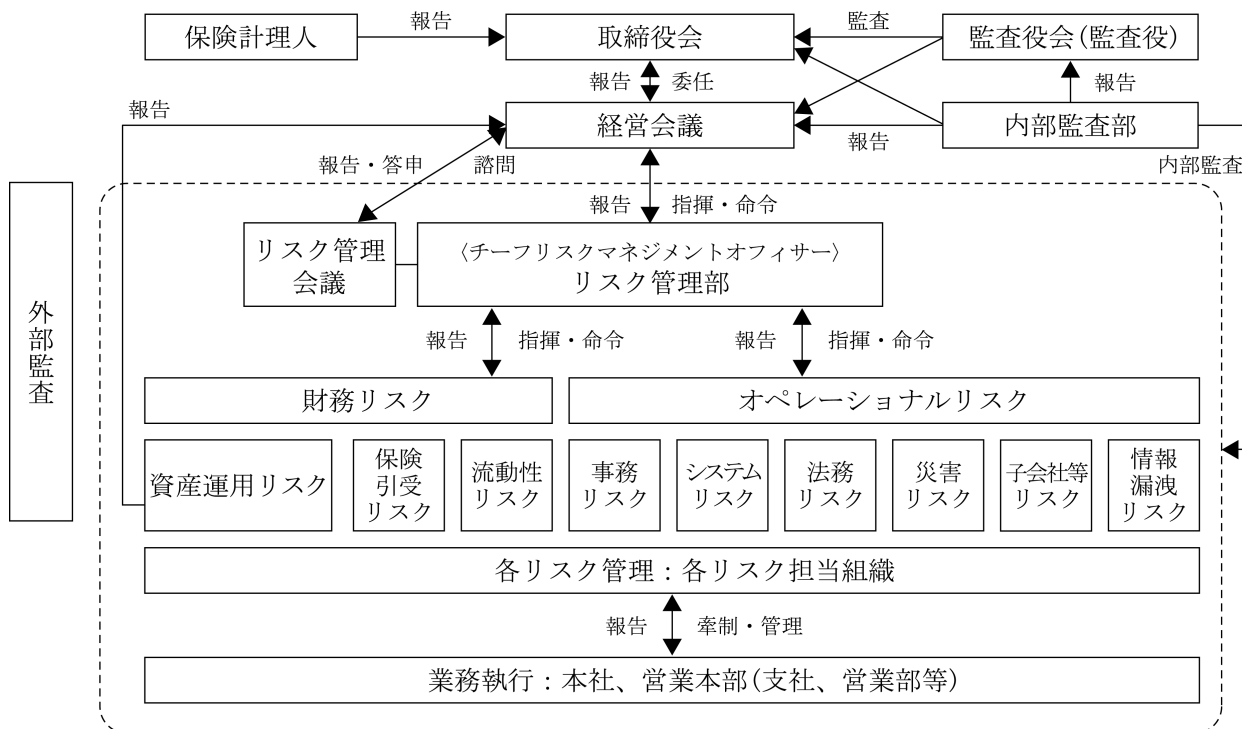
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、災害リスク、子会社等リスクおよび情報漏洩リスク等について、それぞれのリスクの特性に応じたリスク管理を行う。
  - (2) リスク管理に関する事項を統括監督する責任者として、チーフリスクマネジメントオフィサーを配置し、その下にリスクの統括管理を行う組織を設け、定期的に取り締役に報告する。さらに、リスクカテゴリー毎にリスク管理を担当する組織を定め、リスク毎の管理を行う。
  - (3) チーフリスクマネジメントオフィサーを議長とする、「リスク管理会議」を設け、全社的な観点からリスク管理に関する重要事項を審議する。
  - (4) 定量的なリスク管理手法として、取締役会にて「リスク割当資本運行ルール」を定め、統合的なリスク管理を行う。また計量化が困難な事務リスク・システムリスク等については、当該事象が発生した場合はすみやかに報告される体制を確立し、リスクの抑制に向けた対応を図る。
  - (5) 業務執行部門から独立した組織によって、定期的に取り締管理に関する内部監査を行い、その結果に関し、取締役会に報告する。
  - (6) 危機的状況の発生またはその可能性が認められる場合において、適切な対応を行うべく体制を整備する。
  - (7) 以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 執行役員制度を導入することにより、取締役会の監督機能と業務執行機能を分離する。
  - (2) 業務執行のための会議体として、経営会議を設置する。  
経営会議は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、経営に関する重要事項を決定し、あわせて、その全般的な管理を行う。
  - (3) 取締役会の監督機能に資すべく、取締役会における必要な報告事項を取締役に定め、それに則った業務執行状況の報告を行う。
  - (4) 取締役会、経営会議において重要な決定を行い、決定に基づく業務執行が適切に行われるよう、責任、権限に関する規程その他効率的な職務執行を行うべく必要な規程を定める。
5. 当会社および子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 「当社グループ全体の繁栄」という共通認識に基づき、子会社および関連会社(以下、「子会社等」という。)の事業の適切な運営と当社の子会社等への管理の適正化を図り、もって当社と子会社等双方の利益の増進を図る。
  - (2) 各子会社等の役割を明確にするとともに、子会社等に対応する業務担当組織を定め、各組織の長が当該会社の取締役に就任する体制により子会社等経営への監視、内部牽制を行う。
  - (3) 子会社等のコンプライアンス対応状況、リスク管理状況について、所管組織を通じ、管理状況を把握し、必要に応じて指導を行うとともに、取締役会に報告する。
  - (4) 業務執行部門から独立した組織によって、定期的に取り締管理に関する内部監査を行い、その結果に関し、取締役会に報告する。
  - (5) 以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。
6. 財務報告に係る内部統制に関する体制
  - (1) 財務報告における記載内容の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に整備・運用される体制を構築する。
  - (2) 評価対象業務から独立した組織により、有効性の評価を行う。
  - (3) 以上の体制を確立すべく、必要な規程を定める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 取締役の指揮命令に属さない「監査役会」の直属組織を設置し、監査役(会)の職務を補助するものとする。
  - (2) 当該組織には、当該組織の長の他、1名以上の監査役スタッフを配置し、監査役監査を補助するに必要な能力を備えた人材を配属する。
  - (3) 当該所属員の人事異動・人事評価・懲戒処分は、予め監査役の同意を必要とする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役および使用人は、取締役の職務執行の監査に資するため、次に定める事項を監査役(会)に報告する。
    - ① 監査役(会)に定例的に報告すべき事項
      - イ. 経営の状況、事業の状況、財務の状況
      - ロ. 内部監査を所管する組織が実施した内部監査の結果
      - ハ. リスク管理の状況
      - ニ. コンプライアンスの状況
    - ② 監査役(会)に臨時的に報告すべき事項
      - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
      - ロ. 取締役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
      - ハ. 内部通報制度に基づき通報された事実
      - ニ. 金融庁検査・外部監査の結果
      - ホ. 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定・改廃
      - ヘ. 重要な開示書類の内容 等
  - (2) 上記については、取締役会への監査役の出席のほか、経営会議、経営会議の諮問機関である各会議への常勤監査役の出席を通じ、必要に応じて各監査役へ報告すること等により行う。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査が効率的・効果的に行われるため、会計監査人の他、内部監査、コンプライアンス、リスク管理を所管する組織等からの報告等を通じ、連携を図る。
  - (2) 必要に応じ、専門家(弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等)の活用ができるようにする。

なお、上記「取締役」については、「執行役員」としての地位を付与されている場合、当該執行役員としての業務執行にかかる職務を含むものとする。

以上

<リスク管理体制図>



③内部監査の状況

内部監査については、他の業務執行組織とは独立した内部監査組織である内部監査部(平成22年6月30日現在52名)が、当社及びグループ会社に対し監査を行い、業務の改善提案を行うとともに、監査結果を定期的に取り締役会・経営会議に報告しております。

④監査役監査、会計監査の状況

監査役は取締役会に出席するとともに、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席しております。これにより、監査役は経営執行状況の的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、内部統制の整備・運用の状況等の監査を通じ、取締役の職務の執行を監査しております。これらの監査役の監査業務をサポートする組織として監査役室を設けており、監査役の円滑な職務遂行の支援を行っております。なお、当事業年度には、監査役会は9回開催しております。

また、監査役は内部監査部及び会計監査人と定期的な情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人監査にも立ち会う等、緊密な連携を取っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、高山宜門氏、佐藤誠氏の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士5名、会計士補2名、その他23名であります。

⑤役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りです。

(a) 取締役に対する報酬

259百万円(うち社外取締役16百万円)

(b) 監査役に対する報酬

80百万円(うち社外監査役26百万円)

#### ⑥責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約では、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。

#### ⑦取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

#### ⑧株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### ⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### ⑩種類株式の内容

##### (a) 単元株式数

普通株式	100株
A種株式	単元株式数の定めはありません。
B種株式	単元株式数の定めはありません。

(異なる単元株式数の定めがある理由)

普通株式については将来の上場の可能性に備えて、全国証券取引所の上場審査基準の改定動向に対応するため、上記単元株式数を定めました。A種株式及びB種株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されている無議決権株式であるため、単元株式数の定めはありません。

##### (b) 議決権の有無及びその理由

普通株式については議決権に制限がありません。

A種株式については、残余財産の分配について普通株式に優先すること及び普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しないとされております。

B種株式については、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式及びA種株式に優先すること及び普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しないとされております。

⑪ 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役は、当社のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、また、社外取締役及び社外監査役個人と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	153	73	120	19
連結子会社	1	—	1	—
計	154	73	121	19

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務等であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。